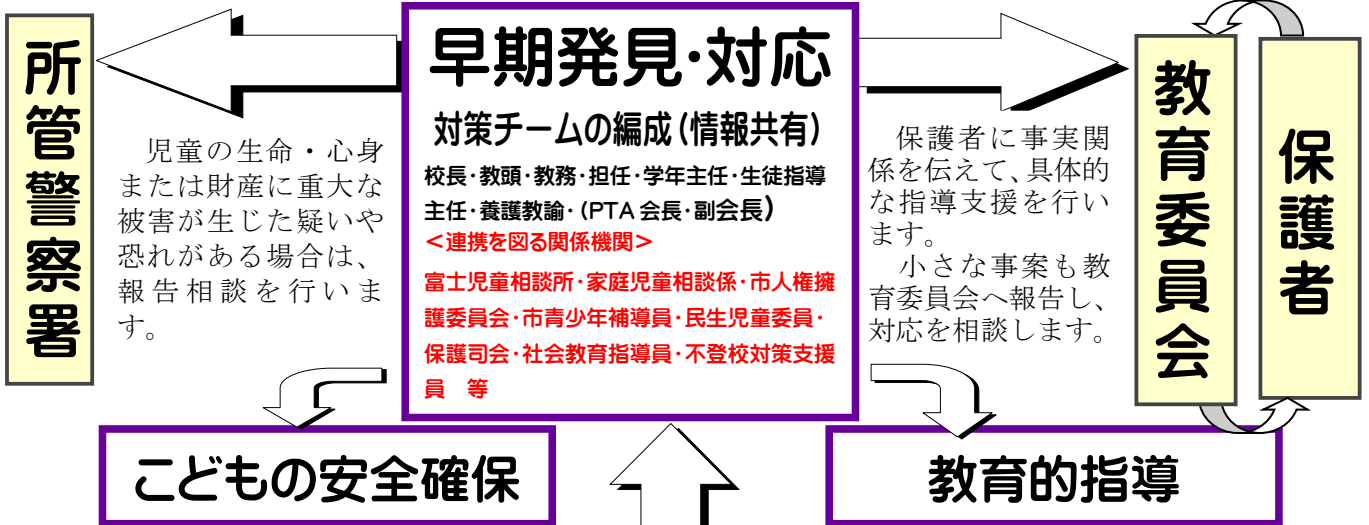
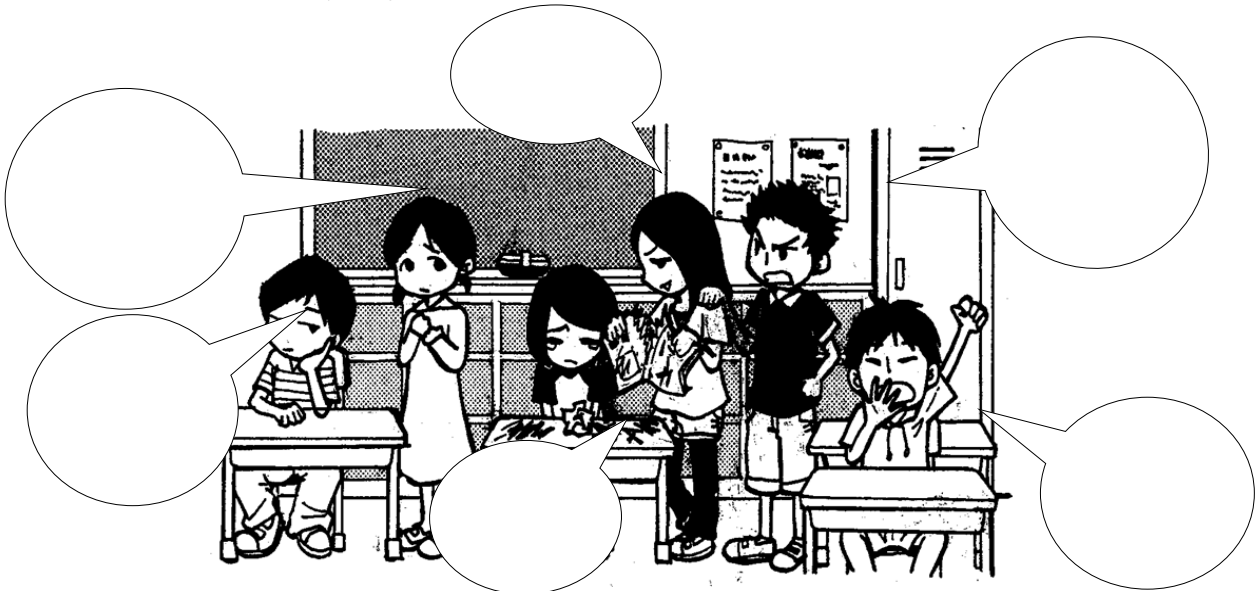


いじめ防止基本方針・計画

富士宮市立大宮小学校における「学校いじめ防止基本方針」



もし、あなたがいじめに気付いたら？



「いじめはどのような理由があろうとも、許されない行為である。」

いじめは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義される。
「いじめ防止対策推進法」より

①いじめについて

全職員で共通理解を図ります。

②いじめが起こりにくい集団を作ります。

(未然防止)

③子ども自らがいじめについて考える場や

機会を設定します。(早期発見)

地域や家庭で、優しさや温かさを
たっぷり味わえる大宮小



富士宮市立大宮小学校における「学校いじめ防止基本方針」

「いじめは、どのような理由があろうとも、許されない行為である。」

このことを誰もが分かっているにもかかわらず、いまだにいじめを背景としてこどもの生命や心身に危険が生じる重大な事案が、全国各地で後を絶ちません。

いじめからこどもを守るためには、周りの大人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどのこどもにも、どこでも起こりうる」といった意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。また、学校では、いじめが起きにくい、互いを認め合えるよりよい人間関係や学校風土をつくり出していく必要があります。いじめの問題は、安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題です。

本方針は、人権尊重の理念に基づき、大宮小学校の全てのこどもが安心して充実した学校生活を送ることができることを目的にしたものです。

1 いじめに関する基本的認識

① 発達支持的生徒指導

こどもたちが、「自分を大切に思うことと共に他の人の大切さを認めることができる」といった人権感覚を身に付けられるように、教職員が一人一人のこどもたちに対して「あたたかく 優しく 丁寧に」対応していきます。また、「誰もが法によって守られている」「法を守ることによって社会の安全が保たれる」という意識を高めていきます。すべてのこどもたちにとって、安全で安心な学校づくり・学級づくりを目指すことで、いじめ防止につながっていきます。

② 課題予防的生徒指導

ア 課題未然防止教育

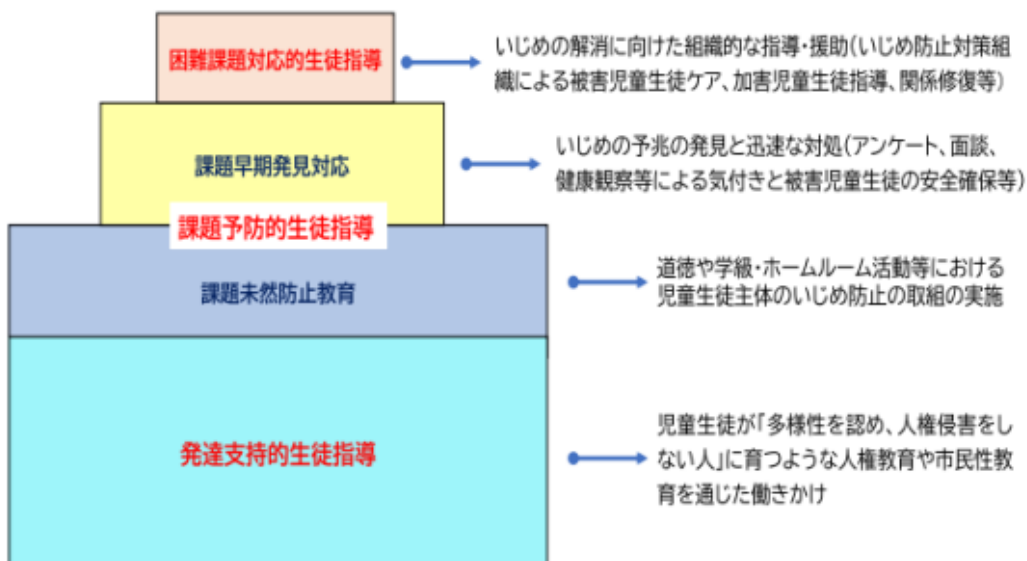
道徳や学級活動等におけるこども主体のいじめ防止の取組を実施します。
(みんななかよし集会など)

イ 課題早期発見対応

いじめの予兆の発見をし、さらに迅速な対応を行っていきます。(アンケート、面談、健康観察、心の健康観察アプリ等による気づきと被害の拡大防止、こどもの安全確保等)

③ 困難課題対応的生徒指導

いじめを重大事態にさせないために学校体制で対応していきます。



いじめ対応の重層的支援構造

(1) いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。（※児童等とは、児童生徒のことです。）

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団から無視をされる
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンやスマホ等で、誹謗中傷や嫌なことをされる など

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられたこどもの立場に立つことが必要です。また、いじめには様々な表れがあることに気を付けて、いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめに本人が気付いていなかったりする場合もあることから、その子や周りの状況等をしっかりと確認することも必要です。

(2) いじめの理解

いじめは、どのこどもにも、どこでも起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くのこどもが入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせます。

ある調査によれば、「暴力を伴わないいじめ」(仲間はずれ・無視・陰口)について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、いじめられた経験を全く持たなかったこどもは1割程度、いじめた経験を全く持たなかったこどもも1割程度であり、このことから、多くのこどもが入れ替わり、いじめられる側やいじめる側の立場を経験していると考えられます。加えて、いじめた・いじめられたという二つの立場の関係だけでなく、学級や校外活動等の所属する集団において、規律が守られなかつたり問題を隠すような雰囲気があったりすることや、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりするこどもがいるなど、「傍観者」として周りで見て見ぬ振りをして関わらないこどもがいることにも気を付ける必要があります。

2 いじめの未然防止に向けて（方針）

いじめは、どのこどもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であると見え、以下の取組を推進します。

(1) いじめについての共通理解を図ります

- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から全教職員の共通理解を図ります。
- 全校集会において、「どんな行為がいじめになるのか」「いじめはどんな理由があっても許されない行為であること」について取り上げ、全校児童に理解を促します。また、学級担任は学級指導や道徳の時間はもとより、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」ことへの理解を促します。
- 「いじめ防止基本方針」を保護者に配付し、周知を図ります。

(2) いじめが起こりにくい集団をつくります

- 教職員は子ども理解を深め、子どもとの信頼関係を基盤として、いじめが起こりにくい集団をつくるよう努めます。
 - ・子どもに今までと異なる様子があったら相談しやすい体制をとります。
- 子ども同士の望ましい人間関係に根ざした温かな集団づくりに努め、いじめの発生を防ぐよう努めます。
 - ・お互いを大切にするため「さん」付けで呼び合えるよう推進します。
 - ・昼休み時間帯のゆうゆうタイム(児童会の時間・クラス遊び)などで、通学区会やクラスで遊んだり、一緒に活動したりします。
 - ・1年生と6年生のペア活動、通学区の縦割り活動などの中で、異学年の交流を大切にし、思いやりの気持ちを育てます。
 - ・児童会の常時活動として、友達のがんばりや親切な行いをカードに書いて昼の放送で紹介したり、コーナーに掲示したりすることで、全校の子どもたちが友達のよさや、よい行動を認め合い、思いやりの心を育てます。
 - ・「人間関係づくりプログラム」や「i-check」等の心理・実態調査を定期的実施します。
 - ・通常学級、特別支援学級との交流を通して、自他の違いを認めて思いやる気持ちを育てます。
- 授業の中でのルールとマナー等を大切に、分かる授業づくりを進めます。また、全ての児童が参加・活躍できる授業を工夫するよう努めます。
 - ・一人一人の考えや意見を大切に、対話を通して考えが深められるようにします。

(3) 子ども自らがいじめについて考える場や機会を設定します

- 意図的・計画的にいじめについて考える場や機会を設定し、子ども自らがいじめをなくそうとする態度を育みます。
 - ・ソーシャルスキル等を活用し、お互いを大切にする温かく優しい言葉遣いを学びます。
 - ・授業での誤った発言や異なる意見等は大切に扱い、そこから学ぶ姿勢や態度を育てます。
 - ・情報モラル教育の授業を外部専門機関と連携して実施し、自己指導能力や情報の判断力を養います。
- 道徳の授業を核として、いじめに関連する一つ一つの道徳的価値について、子どもがじっくりと考えを深められるよう指導します。
 - ・道徳の重点項目「善悪の判断、自律、自由と責任」「親切、思いやり」「公正公平、社会正義」を再確認し、全教科を通じていじめに関連する道徳教育を共有するよう努めます。
- 学級活動、児童会活動等では、日常生活との関連を図り、子どもが主体的にいじめをなくすために取り組む活動の充実を図ります。
 - ・「みんななかよし集会」(6月)に向けて、各学級・学年でいじめをなくすためにできることについて考える機会を持ち、各学級に「なかよし宣言」を考え、発表します。毎月、月末にはクラス全体で、なかよし宣言についてふり返しを行います。

3 いじめへの対処に向けた取組

- けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、丁寧に調査した上でいじめに当たるか否かを判断します。
- いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」することはできません。
- いじめが解消している状態とは、
 - ① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間(3か月が目安)継続している。
 - ② 被害者が心身の苦痛を受けていない(本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないかどうか確認する)という二つの要件が満たされていることを指します。
- 教職員がいじめに関する情報を抱え込み、対策組織に報告を行わないことはいじめ防止対策推進法第23条第1項に違反しうることから、教職員間での情報共有を徹底します。
- 学校は、いじめ防止の取組内容を基本方針やホームページなどで公開することに加え、児童や保護者に対して年度当初や入学時に必ず説明します。

(1) 未然防止及び早期発見

- 日頃から、こどもの見守りや信頼関係の構築等に努め、こどもが示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的にこどもの情報交換を行い、情報を共有するよう努めます。
- たとえ小さな兆候であっても、いじめの可能性を疑い、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを積極的に認知するよう努めます。
 - ・毎月の職員会議での報告だけでなく、いじめにつながる言動が発見・報告された場合はすぐにいじめ対策委員会(不登校いじめ対策室)を開催し、対応します。
- 定期的なアンケート調査や教育相談、日常的に実施している心の健康観察アプリの活用等により、いじめを認知しやすい体制を整えます。
 - ・いじめアンケートで「はい」を付けた児童を確認し、事実関係を把握し指導します。指導の内容と指導の経過を校務支援システムを活用して全職員で共有し、全校体制で見守っているようにします。
- 保健室や相談室の利用、スクールカウンセラーや特別支援教育相談員について広く周知するとともに、こども及びその保護者が、抵抗なく友達関係のトラブルに関して相談できる体制を整えます。
- スクールカウンセラーの来校日を毎月保護者に知らせ、積極的な相談を呼び掛けます。必要だと判断される場合には、利用を勧めます。

(2) いじめへの事案対処

- いじめの兆候を発見したり、いじめの通報を受けたりした場合には、教職員が一人で抱え込まずに情報を共有します。
 - ・事実関係の把握 — 迅速かつ正確に行います。
 - ・初動体制の確認 — 発見者はすぐに、(学年主任)→(生徒指導主任)→教頭(校長)へ報告します。
- いじめの対応等に即した対策チーム(不登校いじめ対策室)を編成し、今後の対応について確認します。
 - ・事実確認を早急に行い、学年や級外部と連携し複数対応を心掛けます。また、必要に応じてPTA会長・副会長等にも協力を要請します。
 - ・不登校いじめ対策室は、校長、教頭、教務主任、学級担任、該当学年主任、養護教諭、生徒指導主任から構成します。
- 被害児童、及びいじめを知らせてきた児童の安全を確保します。
- 加害児童に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことを主眼に置くのではなく、自ら過ちを反省し、社会性の向上等、人格の成長に主眼を置いた指導を行います。

4 家庭・地域との連携

- いじめ防止対策や対応について、保護者懇談会や、学校だより「おおみや」、HP 等を通して広報します。
- インターネットを介するいじめ問題等について、保護者に啓発し、家庭での目配りを依頼します。
 - ・長期休み前には SNS 等の危険性を知らせたり、携帯・スマホの管理方法を提案したりする資料を配付します。
- いじめが確認された場合には、すぐに事実確認を行い、判明したいじめ事案について、保護者に事実関係を伝えて、いじめを受けたこどもとその保護者に対する支援や、いじめを行ったこどもの保護者に対する助言を行います。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供します。
- 基本姿勢は、1日休んだら電話連絡、2日休んだら家庭訪問で関わっていきます。
- 適切な初期対応を視覚的に示した「いじめ防止基本方針」を学校の HP に掲載し、いじめ発見時の対応の仕方について、理解と協力を依頼します。

5 教育委員会や関係機関等との連携

○いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方等対応を相談します。

○いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、富士宮警察署と連携して対処します。また、児童の生命、身体または財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに富士宮警察署に通報し、適切に援助を求めます。

○いじめの状況によっては、関係機関と連携していきます。

<連携を図ることができる関係機関>

臨床心理士（スクールカウンセラー）・社会福祉士（スクールソーシャルワーカー）・富士児童相談所・こども未来課家庭児童相談係・富士宮市人権擁護委員会・富士宮市青少年補導員・民生児童委員・主任児童委員・保護司会・社会教育指導員・保健師・不登校対策支援員 等

6 年間の取組計画について

令和8年度 いじめ防止プログラム年間計画

富士宮市立大宮小学校

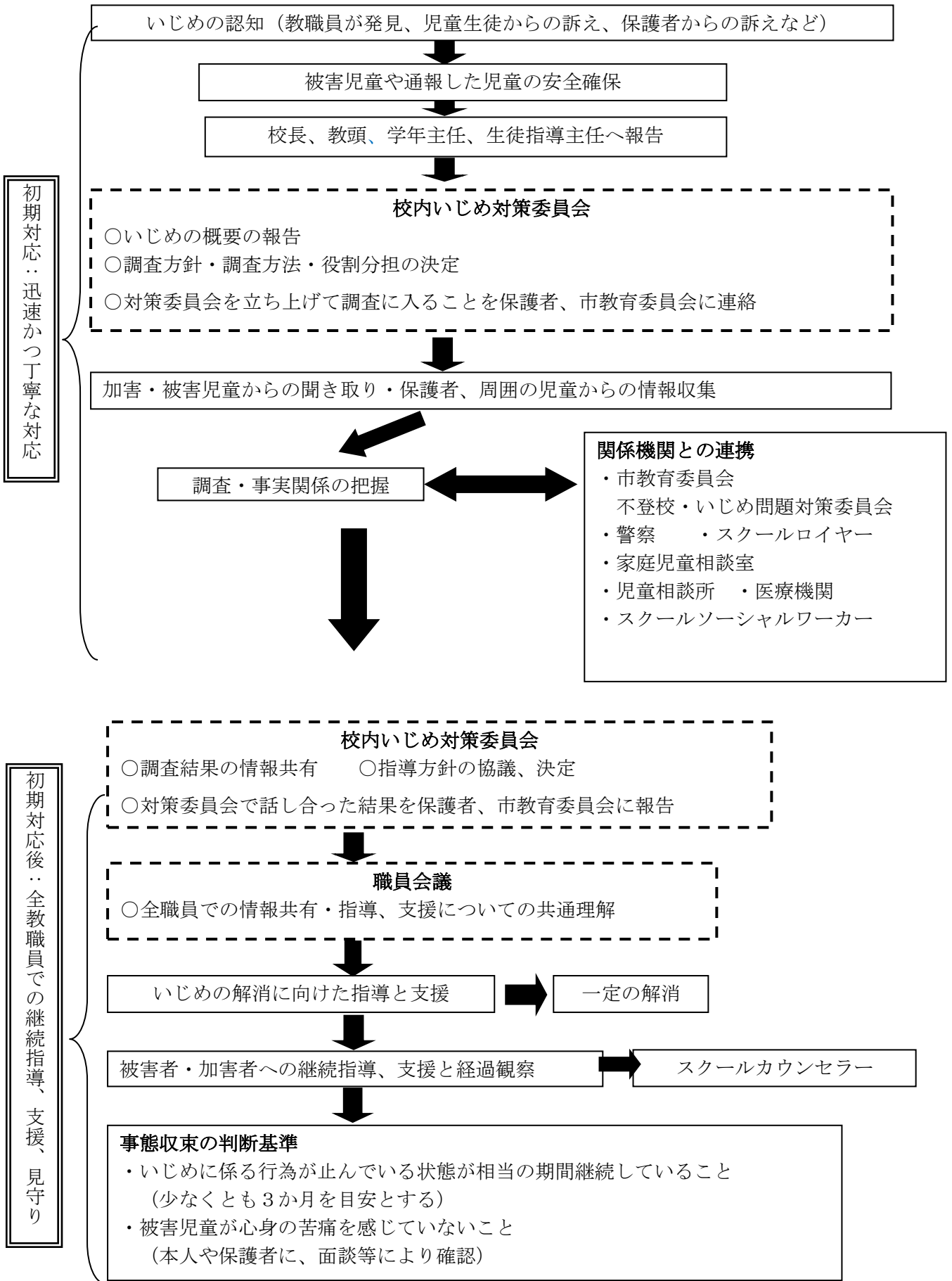
月	対象			内 容	場面/方法
	職員	児童	保地		
4	○			基本方針策定・確認	職員会議
			○	学校運営協議会の開催	関係会議
5			○	学校のHPにて、いじめ防止基本方針について共通理解及び協力依頼 学校説明会において、児童・保護者にいじめ防止について説明する。	学校 HP
6		○		人間関係づくりプログラム3実施	学級活動
		○		i-check といじめアンケート・面談	
			○	みんななかよし宣言・（みんななかよし集会）	特別活動
7			○	学校評価保護者アンケート	
			○	学校評価児童アンケート	
			○	青少年育成連絡会への協力要請	関係会議
			○	ネットの安全・安心な使い方講座(仮)	
8		○		7月8月なかよし宣言のふりかえり	
		○		いじめアンケート分析	
			○	いじめ事例研修会または、スクールカウンセラーを交えた研修(仮)	職員研修
			○	1学期評価から、計画の修正、実施	職員会議
9			○	学校評価結果報告	
		○	○	道徳の授業参観	授業参観
		○	○	なかよし宣言のふりかえり	
10	○	○		人間関係づくりプログラム4実施	学級活動
11	○	○		なかよし宣言のふりかえり	特別活動
			○	i-check といじめアンケート・面談	
12			○	学校評価保護者アンケート	
			○	学校評価児童アンケート	
		○		いじめアンケート分析	
1		○	○	なかよし宣言のふりかえり	
	○			2学期末評価から、計画の修正、実施	職員会議
2			○	なかよし宣言のふりかえり	
			○	学校評価結果報告	学校評価だより
3		○		いじめ防止基本方針の見直し	職員会議
		○		いじめアンケート・面談、アンケートの分析	
3	○	○		なかよし宣言のふりかえり	



※以下については、年間を通して行っていく。

- ・スクールカウンセラーの観察・相談
- ・委員会活動を通して、各クラスでのよいところ見つけの紹介

※毎月、なかよし宣言のふりかえりを行う。



事態が収束したと判断した後も、継続して見守っていく。

重大事態発生時の対応フロー図

大宮小学校

